

「電動シャッター動作時の事故」に関する消費者安全調査委員会からの  
意見に対する対応について

令和3年1月  
経済産業省 生活製品課  
国際標準課

平成30年9月28日付け消安委第105号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」に関し、前回以降の新たな取組や、今後予定されている事項があれば、御教示ください。

【回答】

1. 業界団体への要請及び実施状況等

- (1) 「電動シャッター動作時の事故」については、令和元年9月30日、消費者安全調査委員会において意見のフォローアップに係る公開ヒアリングが実施されたところ。当省としては、同年10月7日、一般社団法人日本シャッター・ドア協会に対し、同委員会での審議状況を説明するとともに、平成30年10月30日付「電動シャッター動作時の事故防止の取組等について（要請）」（以下「要請文書」という。）に係る取組内容について、引き続き、所要の対策等の検討がなされるよう改めて依頼を行った。
- (2) 同協会では、当省からの依頼を踏まえ、令和元年に作成した2種類のチラシに、新たにQRコードを追記し消費者等が参考情報を入手しやすく工夫したものを用意し、会員企業に提供した。これを受け会員企業では、電動シャッターの所有者又は使用者に対し同チラシを用いて、安全装置が付加された電動シャッターの代替促進、ツーアクション方式への切替え促進、及び、保守点検の案内を積極的に提案している。  
その結果、安全性等の認知度が高まってきており、建物管理会社等との保守点検契約が一部会員企業では進んでいる。同協会としては、引き続き「点検・安全」の周知活動を行っていくこととしている。  
また、当省からの依頼を踏まえ、会員企業では、光電センサーの設置基準の見直し（複数のセンサーによる多光軸仕様にする等、より安全性を高めた基準への見直し）を行った上、当該見直し設置基準に合致した製品の出荷を既に実施している。同協会としては、引き続き見直し基準の有効性を確認し、安全性の向上を進めていくこととしている。
- (3) また、令和2年9月9日には、消費者庁（事故調査室）とともに同協会を訪問し、要請文書の進捗状況を確認したところ。

(4) 当省としては、今後も引き続き要請文書に係る取り組みの進捗状況を把握するとともに、必要に応じ適切な指導、助言等を行う。

## 2. JIS の改正状況

「消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見」の JIS に関する意見に基づき、次の JIS を令和 2 年 8 月 20 日に改正した。

- ・ JIS A4704 軽量シャッター構成部材
- ・ JIS A4705 重量シャッター構成部材

以上

「電動シャッター動作時の事故」に関する消費者安全調査委員会からの  
意見に対する対応について

令和3年1月  
消費者庁消費者安全課

平成30年9月28日付け消安委第105号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」に関し、前回以降の新たな取組や、今後予定されている事項があれば、御教示ください。

**【回答】**

前回（令和元年9月）以降、新たな取組や今後の予定はない。今後も事故情報を注視してまいりたい。